地方独立行政法人神戸市民病院機構第2期中期目標

目次

前文

- 第1 中期目標の期間
- 第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 1 市民病院としての役割の発揮
 - 2 高度医療及び専門医療の充実並びに医療水準向上への貢献
 - 3 安全で質の高い医療を提供する体制の維持
 - 4 市民及び患者とともに築くやさしい病院
 - 5 地域医療連携の推進
- 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - 1 優れた専門職の確保と人材育成
 - 2 働きやすくやりがいの持てる環境づくり
- 第4 財務内容の改善に関する事項
 - 1 安定的な経営基盤の維持
 - 2 質の高い経営ができる病院づくり
- 第5 その他業務運営に関する重要事項
 - 1 中央市民病院における P F I 事業の円滑な推進
 - 2 市関連病院との連携
 - 3 神戸医療産業都市における役割

前文

神戸市立医療センター中央市民病院及び神戸市立医療センター西市民病院(以下これらを「市民病院」という。)は、平成21年4月の地方独立行政法人化後も、神戸市立医療センター中央市民病院(以下「中央市民病院」という。)は市全域の基幹病院として、神戸市立医療センター西市民病院(以下「西市民病院」という。)は市街地西部の中核病院として、救急医療、感染症医療をはじめとした市民病院としての役割を引き続き果たしてきた。

第1期中期目標期間(平成21年4月1日から平成26年3月31日までをいう。以

下同じ。)において,理事長及び院長のリーダーシップの下,職員が一丸となり,地域医療機関と連携し,市民の生命と健康を守るという使命を果たし,質の高い医療サービスの提供に努めてきた。一方で,地方独立行政法人のメリットを生かした柔軟で迅速な意思決定により,効率的な病院運営を行い,第1期中期目標期間中の資金収支の均衡を達成する見込みである。また,大きな命題であった中央市民病院の移転は,PFI手法を用いた再整備を実施し,新病院開院後も順調に運営を行っている。

第2期中期目標では、「市民のための病院」として市民の信頼を高めることとし、本市の医療政策として担うべきである救急医療及び感染症医療、市内の他の医療機関では対応が困難な高度医療並びに不足している専門医療など(以下これらを「政策的医療」という。)を行い、公的役割を果たしていくこととする。そのため、地域の医療機関等との連携を強化し、市民及び患者のニーズに応じたサービスを提供するとともに、職員の人材育成にも努め、活気があふれ職員が働きやすくやりがいを持てる環境を整備する。

さらに、経営の面では、第1期中期目標期間に実践された効率的な病院運営を踏まえ、全ての職員が目標を共有し、協力して目標を達成するための仕組みを確立するとともに、社会情勢や医療を取り巻く様々な環境の変化に対応しつつ、市民のニーズ等を踏まえた投資については計画的に実施するなど長期的視点に立った質の高い経営を行う。

引き続き、市民及び患者に対して質の高い医療を提供するための体制を堅持し、 市民病院としての使命を果たすことを求め、ここに市長が地方独立行政法人神戸 市民病院機構(以下「市民病院機構」という。)に示す基本的な方針である第2 期中期目標を定める。

第1 中期目標の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 市民病院としての役割の発揮

(1) 救急医療

本市の救急医療システムの下,初期救急医療から3次救急医療まで,市 民病院の役割に応じて「断らない救急」に努めること。中央市民病院は, 救命救急センターとして,重症患者及び重篤患者への対応を常時確保する こと。西市民病院は,年間を通じて24時間体制で救急医療の提供に努める こと。

(2) 小児·周産期医療

地域医療機関との連携及び役割分担に基づき小児・周産期医療を担うと ともに、安心して子供を産み、かつ、育てられるよう医療の提供を確保す ること。

(3) 災害医療及び感染症医療その他の緊急時における医療

阪神・淡路大震災及び新型インフルエンザの経験や東日本大震災で得た 教訓を生かし、災害時における病院機能を維持し、及び緊急時に対応し得 る医療のリーダーとして迅速かつ適切な初動対応に備えるための体制づく りや訓練を行うこと。

また,災害時や新興感染症発生時などの緊急時には,神戸市地域防災計画,感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)等に基づき,市長の求めに応じて対応するとともに,自らの判断でも医療救護活動を行うこと。

特に中央市民病院は、感染症指定医療機関等としての役割を果たすこと。

2 高度医療及び専門医療の充実並びに医療水準向上への貢献

(1) 高度医療及び専門医療の充実並びに医療需要に応じた医療の提供 市民病院が有する医療機能に応じて、より高度な医療及び質の高い総合 診療を含む専門的な医療を提供すること。

他方,高齢化等に伴い複数の疾患を持つ患者に対して横断的に対応する ため,診療科の枠を超えた総合的な診療を行うこと。

なお,市民病院としての役割を果たした上で,疾病構造の変化,新たな 医療課題,患者の動向などの社会の変化及び市民の多様な要望に柔軟に対 応し,診療部門の見直しを行い,及び充実を図るなど,市内の医療需要に 応じた医療の提供を行うこと。

- (2) 5疾病(がん,脳卒中,急性心筋梗塞,糖尿病及び精神疾患)への対応 5疾病への対応は,市民の健康の重要課題であり,地域医療機関と役割 を分担した上で,市民病院の機能に応じた医療を提供すること。
- (3) チーム医療の実践及び専門性の発揮

全ての医療現場において、医療に携わる全ての職員が、部門や職種を超 えた良好なコミュニケーションの下で、チーム医療を実践するとともに、 それぞれの専門性を発揮した医療を提供すること。

(4) 臨床研究及び治験の推進

より多くの市民に提供できる医療となるよう、医療機器や新薬の開発への貢献や再生医療等の高度な医療の早期実用化に向けて体制整備の充実を図るなど、臨床研究及び治験を推進すること。なお、推進にあたっては、患者への十分な説明の下で行うとともに、安全性及び倫理性を十分に確保すること。

- 3 安全で質の高い医療を提供する体制の維持
 - (1) 医療の質を管理することの徹底(クリニカルパス及び臨床評価指標の充実等)

より質の高い医療を提供するため、クリニカルパス (入院患者に対する治療の計画を示した日程表)の充実と活用に積極的に取り組むこと。

また、電子化を推進し、並びにDPC(診断群分類別包括評価)による診療情報のデータを活用し、臨床評価指標などを設定し、及び分析することによって、医療の質の向上と標準化を図るとともに、患者に最適でより効果的な医療を提供すること。

(2) 医療安全対策及び医療関連感染(院内感染)対策の強化

医療の質の管理を徹底するため、引き続き組織として医療安全文化(医療職も患者と共に医療の安全について考えていくことで事故防止を目指す考え方)の醸成に努め、医療の全過程に関して、全ての職員が意識して、インシデント(医療の全過程のうちいずれかの過程において発生した、患者に被害を及ぼすことはなかったが注意を喚起すべき事例)及びアクシデ

ント(医療の全過程のうちいずれかの過程において発生した,患者に傷害を及ぼした事例)に関する情報の収集及び分析を行い,その結果を反映させた上で,医療事故の予防及び再発の防止に取り組むなど,医療安全対策を徹底すること。

また,医療関連感染(院内感染)についても,職員への教育及び啓発を 徹底するなど,院内感染対策を確実に実践すること。

(3) 法令及び行動規範の遵守 (コンプライアンス) の徹底

市民病院としての使命を適切に果たすため、医療法(昭和23年法律第205号)をはじめとする関係法令を遵守することはもとより、個人情報の保護や情報公開に関しては本市の条例に基づき適切な対応を行うなど、行動規範と倫理を確立し、社会的信用を高めることで、市民から信頼される病院となるよう努めること。

- 4 市民及び患者とともに築くやさしい病院
 - (1) 患者のニーズに応じたサービスの提供

患者のニーズを適切に把握し、インフォームド・コンセント(患者が自ら受ける医療の内容に納得し、及び自分に合った治療法を選択できるよう、患者への分かりやすい説明を行った上で同意を得ること。)や診療等の待ち時間対策などを実施するとともに、誰もが利用しやすい病院となるよう環境を整備するなど患者及びその家族の立場を踏まえ、患者に対するサービスの向上に努めること。

(2) 市民及び患者へ開かれた病院(市民への情報発信)

市民及び患者に対し、市民病院の役割、機能などについてホームページ等により分かりやすく情報提供を行うとともに、健康づくりのための情報発信を積極的に行うことにより、市民及び患者へ開かれた病院になるよう努めること。

- 5 地域医療連携の推進
 - (1) 地域医療機関との更なる連携

地域医療連携体制の構築に資するため,地域医療機関との連携及び協力 体制を更に充実させ,医療機能や役割に応じて患者の紹介(地域医療機関 からの患者の紹介)を受け、又は逆紹介(地域医療機関に対する患者の紹介)を行い、病病・病診連携(市民病院が行う地域の病院及び診療所との連携)を推進すること。

(2) 在宅医療への支援及び在宅医療との連携の強化

本市において構築を予定している地域包括ケアシステム(高齢者が自らが住み慣れた地域でなじみの人とのつながりを大切にしながら安心して生活を続け、及び自らのニーズに応じた住宅に居住することを基本とした上で、高齢者の生活上の安全・安心・健康を確保するために、高齢者に対して医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスを目常生活の場で適切に提供できるような地域での体制)に、市民病院の機能に応じて協力して取り組み、市民病院と地域の間における診療体制やケアの連続性を重視し、市民病院を退院した患者が安心して在宅で生活を送れるよう支援すること。

その際,本市と協力し,医療,保健及び福祉の連携を図ること。

第3業務運営の改善及び効率化に関する事項

- 1 優れた専門職の確保と人材育成
 - (1) 優れた専門職の確保

市民病院としての役割を果たすために優秀な医師、質の高い看護師など 医療職を始めとする人材の採用方法を工夫し、優れた専門職の確保に努め ること。

(2) 職員の能力向上等への取組み

病院で働く職員の能力の高度化及び専門化を図るため、職員の資格取得等に対する支援や指導者の育成に努めるとともに、専門技術の向上に加えて患者への応対も含めた人材の成長を促す研修制度の充実を図ること。

なお、病院業務の受託者に従事する者も共に病院を運営するパートナー であるので、その能力向上が可能となるような環境の整備に努めること。

(3) 人材育成等における地域貢献

臨床研修医及び後期研修医の受入れ及び神戸市看護大学を始めとした看

護学生の受入れに努め、教育研修制度を充実させるなど教育病院(専門医等の研修施設として認定された教育施設としての性質を有する病院)としての役割を果たすこと。

また、学生だけでなく地域医療機関の職員への研修を行うことを始めと して地域全体の医療の質の向上に資すること。

- 2 働きやすくやりがいの持てる環境づくり
 - (1) 努力が評価され報われる人事給与制度等の導入努力が評価され、報われる人事給与制度や昇任制度を導入するなどやり

がいのある病院となるよう努めること。

(2) 働きやすい環境の整備

市民病院で働く職員の業務を明確にし、適切な役割分担を図るとともに勤務環境を整備するなど、意欲ある職員が働き続けられるように努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

- 1 安定的な経営基盤の維持
 - (1) 安定的な経常収支及び資金収支の維持

本市からの運営費負担金の交付の下,政策的医療を行い,市民病院としての役割を果たしながら,中期目標期間を通じて収支を均衡させるよう,各年度安定的な病院経営の維持を図ること。

(2) 収入の確保

病床や手術室及び高度医療機器の効率的な運用を行うとともに、診療報酬の請求漏れや減点を防止し、堅実な未収金対策を講ずるなどして、確実に収入を確保すること。

また、診療報酬改定に的確かつ速やかに対応するため、人的及び物的な 資源を有効に活用し、収入が確保できるよう努めること。

(3) 費用の合理化及び業務の効率化

引き続き地方独立行政法人のメリットを生かし,コストの徹底管理及び 各部門での業務内容や委託業務の見直しを行い,費用の合理化及び業務の 効率化を図ること。

- 2 質の高い経営ができる病院づくり
 - (1) 質の高い経営体制の維持

中期目標及び中期計画を着実に達成するために,経営に関する状況や問題点を全職員が共有し、PDCAサイクル(計画,実行,評価及び改善の4段階を繰り返すことによって業務を継続的に改善すること)を確実に行えるよう目標管理の仕組みを確立させるとともに,リスクマネジメント体制を構築するなど,長期的視点に立った質の高い経営を行うこと。

(2) 計画的な投資の実施

社会情勢の変化や周辺の医療状況、市民ニーズ等を踏まえ、状況に応じた的確な投資を検討すること。その際、投資効果はもちろんのこと、投資後の収支の見通しを立てた上で、最終的には収支のバランスがとれるよう計画的に投資を行い、投資の実施後はその効果を検証すること。

(3) 環境にやさしい病院づくり

本市が策定した「神戸市地球温暖化防止実行計画」の達成に向けて、温室効果ガスの削減に取り組むとともに、エネルギーや資源の消費を自主的に又は継続的に節減するなど環境にやさしい病院づくりを目指すこと。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 中央市民病院における P F I 事業の円滑な推進

中央市民病院については、PFI事業者との連携をより密にし、協働で質の高い病院サービスの提供を図っていくこと。そのため、PFI事業については定期的に検証し、その検証の結果を踏まえ、迅速に業務改善等を行い、円滑に事業を行うこと。

2 市関連病院との連携

西神戸医療センター、神戸リハビリテーション病院、先端医療センターも 含めた本市の関連病院で、医療機能に応じて相互に患者の紹介を行い、職員 の人事交流も積極的に行うなど意思疎通を図ること。特に市民病院と同じ医 療機能を持つ西神戸医療センターとは、より連携を密にしていくこと。

3 神戸医療産業都市における役割

本市が推進する神戸医療産業都市に関して、特に中央市民病院は、臨床に応用される段階になった医療については、安全性と倫理性への十分な配慮の下に逸早く市民に提供していくこと。また、臨床部門の核として周辺の高度専門医療機関等との役割分担を明確にした上で連携し、市民にとって最適な治療を提供すること。